

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第9号

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

香川県営住宅条例施行規則（昭和39年香川県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(家賃及び駐車場使用料の額等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第2（第14条関係）</p> <table border="1" data-bbox="176 775 1059 895"><thead><tr><th>団地名</th><th>建設（借入）年度</th><th>金額（月額）</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>丸亀塩屋</td><td>平成20年度（借入）</td><td>2,000円</td></tr></tbody></table>	団地名	建設（借入）年度	金額（月額）	略	略	略	丸亀塩屋	平成20年度（借入）	2,000円	<p>(家賃及び駐車場使用料の額等)</p> <p>第14条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県営住宅の項に規定する規則で定める額は、家賃にあっては別表第1、駐車場使用料にあっては別表第2のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第2（第14条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1167 775 2049 895"><thead><tr><th>団地名</th><th>建設（借入）年度</th><th>金額（月額）</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>丸亀塩屋</td><td>平成19年度（借入）</td><td>1,000円</td></tr></tbody></table>	団地名	建設（借入）年度	金額（月額）	略	略	略	丸亀塩屋	平成19年度（借入）	1,000円
団地名	建設（借入）年度	金額（月額）																	
略	略	略																	
丸亀塩屋	平成20年度（借入）	2,000円																	
団地名	建設（借入）年度	金額（月額）																	
略	略	略																	
丸亀塩屋	平成19年度（借入）	1,000円																	

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。